

論 説

英国 Anson 事件最高裁判決について

筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授  
本 田 光 宏<sup>(1)</sup>

◆SUMMARY◆

英国の最高裁は、2015年7月1日、米国デラウェア州 Limited Liability Company (LLC) の構成員である英国の個人居住者に対して、米国で課税対象となった同人の持分利益と英国で課税対象となった所得とは同じであるとして、英米租税条約上の外国税額控除の適用を認める注目すべき判決を下した（英国 Anson 事件最高裁判決）。

我が国においても、ほぼ同じ時期に米国デラウェア州のリミテッド・パートナーシップ (Limited Partnership) の課税上の取扱いについて、最高裁が新たな判断基準を示している。

本稿では、英国 Anson 事件最高裁判決の判断枠組みに焦点を当て、我が国への示唆として、外国事業体の課税上の取扱いについての個別的なアプローチの可能性、二重課税の排除及び課税上の取扱いの明確化の視点等について考察している。（平成 28 年 4 月 28 日税務大学校ホームページ掲載）

（税大ジャーナル編集部）

本内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、  
税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解  
を示すものではありません。

目 次	
はじめに	44
1. Anson 事件の概要	45
(1) 事実関係	45
(2) 関係法令等	45
(3) 第一審判決	47
(4) 上級審判決	47
(5) 控訴院判決	48
2. 最高裁判決	48
(1) 下級審判決について	49
(2) 上告理由について	49
(3) Memec 事件の判断枠組みについて	49
(4) 本件での判断枠組み	50
(5) 租税条約上の二重課税の排除（事実への当てはめ）	50
3. 考察	50
(1) 二重課税の位置付け	50
(2) 利益の帰属主体	52
(3) 事業体の性質決定	52
4. 我が国への示唆	53
(1) 外国事業体の課税上の取扱いについて：個別的なアプローチの可能性	53
(2) 二重課税の排除について	54
(3) 課税上の取扱いの明確化について	55
(4) 小括	56
おわりに	56

## はじめに

英国の最高裁は、2015年7月1日、米国デラウェア州 Limited Liability Company (LLC) の構成員である英国の個人居住者に対して、米国で課税対象となった同人の持分利益と英国で課税対象となった所得とは同じであるとして、英米租税条約上の外国税額控除の適用を認める注目すべき判決を下した<sup>(2)</sup>。

原審の Court of Appeal (控訴院)<sup>(3)</sup>は、LLC 契約の下では、LLC の利益は、構成員ではなく LLC 自体に帰属するため、米国と英国で

は課税対象となった所得は異なるという理由で、英国では外国税額控除は認められないとする Upper Tribunal (上級審判所)<sup>(4)</sup>の判決を支持していたが、最高裁はこれを覆す判断をしている。

英国では、米国の LLC については、我が国<sup>(5)</sup>と同様に、原則として非透明体 (opaque) として課税上取り扱っており<sup>(6)</sup>、控訴院及び上級審判所の判決は、このような取扱いに沿ったものである。一方、最高裁判決は、LLC の構成員たる納税者に対して、外国税額控除

を認めることにより、透明体 (transparent) としての課税上の取扱いを容認する結果となっている。

英国歳入関税庁 (HMRC) は、本最高裁判決を事例判決と位置付けており、同様な事例についてはケース・バイ・ケースで判断する方針を明らかにしているが<sup>9)</sup>、外国事業体の課税上の取扱いを巡る問題の難しさを物語るものと言えよう。

外国事業体の課税上の取扱いについては、各国とも判例等をベースとして通達等で課税関係を明らかにする努力を重ねてきているが、2015年にバーゼル (スイス) で開催された国際租税学会 (IFA) でも、英国の Anson 事件の他に、仏の Artémis 事件<sup>10)</sup>や独の通達等の最近の動向が報告されている。我が国においても、ほぼ同じ時期に米国デラウェア州のリミテッド・パートナーシップ (Limited Partnership) の課税上の取扱いについて、最高裁が新たな判断基準を示した<sup>11)</sup>ことも踏まえると、外国事業体の課税上の取扱いの問題は、依然として各国共通の問題であることを示していると言える。

各国の新たな判断事例等は、我が国における外国事業体を巡る課税問題やその対応方法を検討する上で、有益な示唆となるものと思われる。本稿においては、英国最高裁判決の判断枠組みに焦点を当てて、我が国における外国事業体を巡る課税問題への示唆を中心に検討することとする<sup>10)</sup>。

## 1. Anson 事件の概要

### (1) 事実関係

英国居住者である George Anson 氏は、米国デラウェア州 LLC 法に基づいて 1996 年に設立された LLC である HarvourVest Partners LLC (以下「本件 LLC」と呼ぶ。) の構成員である。本件 LLC は、米国のマサチューセッツ州ボストン市でベンチャー・キャピタル・ファンドの管理運営ビジネスを

行っており、そこから手数料収入を得ている。なお、Anson 氏は本件 LLC の設立以来の構成員であり、その利益に係る持分割合は 11.5%となっている。

本件 LLC は、米国税法上はパートナーシップとして取り扱われるため、構成員である Anson 氏は米国の非居住者として、その持分利益に関して米国連邦及び州所得税の納税義務を負う。一方、英国税法上の居住者であるものの、国内に住所を有していない (not domiciled in the UK) と位置付けられる Anson 氏は、英国に送金した金額が課税対象となる。1997年4月から2004年4月の期間、本件 LLC の持分利益に係る米国での納税後の金額を英国に送金したところ、英国においては同金額が課税対象となり<sup>11)</sup>、Anson 氏は米国での納税額について外国税額控除を適用して申告を行った。

これに対し HMRC は、米国で課税対象となった所得は本件 LLC の所得であり、Anson 氏の所得ではないとして外国税額控除の適用を否認したため、この処分に対して、Anson 氏が訴訟に至ったものである。

裁判での主要な争点は、外国税額控除の根拠規定である英米租税条約 23 条(2)(a) (二重課税の排除) の規定する、英国の租税が、「米国の租税の算定の基礎となった同じ利益又は所得について算定される (computed by reference to the same profits or income by reference to which the United States tax is computed)」か否かという点である。

### (2) 関係法令等

本件 LLC は、デラウェア州 LLC 法 (LLC 法) 及び LLC 契約に基づいて設立され、関係する主要な条項等は、最高裁によって次のとおりまとめられている。

#### ア. LLC 契約<sup>12)</sup>

- i. IV 条：構成員の資本勘定（capital account）は、構成員の出資額を増額（credit）する一方、分配額は減額（debit）すること（4.1）、また、資本勘定は少なくとも毎年調整し、構成員の持分割合に基づいて、総収入及び利得を増額（credit）する一方、損失、控除、費用を減額（debit）すること（4.2）を規定する。
  - ii. V 条：分配（distribution）について、年末から 75 日以内の運営担当の構成員が指定する日に、利益（現金）を分配することを規定する（5.1）。
  - iii. XI 条：解散（dissolution）について、最終的には資産の売却を行い、4.2 に従って、損益を配賦することを規定する。
- イ. LLC 法等<sup>(13)</sup>
- i. LLC は、設立証明書（certificate of formation）の作成、証明書の州長官への提出、LLC 契約の作成により、州法により存在を認められた法的事業体（legal entity）である。
  - ii. LLC の事業はその構成員ではなく LLC 自体により行われるため、LLC は独立した法的存在（separate legal existence）である。ただし、LLC 契約では、その構成員は積極的に事業を行うこと、特にその勤務時間の 90%超を LLC の事業に充てることを規定している。
  - iii. LLC の事業用資産はその構成員ではなく、LLC 自体に帰属する。
  - iv. LLC はその事業上の負債を負い、その構成員は LLC の負債については責任を有しない。
  - v. LLC 持分（interest）は、「構成員の LLC 損益の持分割合及び LLC の資産分配を受ける権利」と定義されている（LLC 法 18-101（8））。
  - vi. LLC 持分は原則として譲渡可能であるが、事業の管理運営に関与する権利は有しない。
  - vii. LLC 法 18-503 は、「LLC の損益は、LLC 契約に従って、その構成員及び構成員のグループに配賦（allocate）される」と規定する。
  - viii. 「LLC 持分は、人的財産（personal property）である。構成員は LLC の個別資産について持分を有しない。」（LLC 法 18-701）
  - ix. LLC 契約に従って、構成員は LLC の管理運営を行い、利益持分割合に従って投票権を有する。
  - x. LLC 契約では、LLC の運営及び方針は、原則として自らの判断で契約権限を有する運営メンバーに委任することを規定する。
  - xi. 構成員の LLC 持分は、株式資本とは類似せず、イングランド・パートナーシップのパートナーシップ資本に類似する。
- ウ. 二重課税の排除に関する規定
- 外国税額控除の根拠規定として、英米租税条約（1975 年、2001 年）23 条(2)(a)（二重課税の排除）は、次のように規定する（仮訳、下線は筆者）。
- 「(2) 英国外の領域において納付される租税を英国の租税から控除することに関する英国の法令（その一般原則に影響を及ぼさずに改正されることがあり得る。）の規定に従い、  
 (a) 米国内の源泉から生ずる所得又は利得につき、米国の法令及びこの条約の規定に従い直接に又は源泉徴収によって納付される米国の租税（配当については、配当の支払に充てられる利得について納付される租税を除く。）は、当該米国の租税の算定の基礎となった同じ所得又は利得について算定される英国の租税から控除する。…」

(原文)

“(2) Subject to the provision of law of the United Kingdom regarding the allowances as a credit against the United Kingdom of tax payable in a territory outside the United Kingdom (as it may be amended from time to time without changing the general principle hereof)

(a) United States tax payable under the laws of the United States and in accordance with the present Convention, whether directly or by deduction, on profits or income from sources within the United States (excluding in the case of a dividend, tax payable in respect of the profits out of which the dividends paid) shall be allowed as a credit against any United Kingdom tax computed by reference to the same profits or income by reference to which the United States tax is computed…”

英国の二重課税の排除に関する規定の適用関係は、租税条約が締結されている場合には、租税条約の規定する二重課税の排除条項が根拠条項となり<sup>(14)</sup>、租税条約が締結されていない場合に限り、国内法上の外国税額控除の規定が適用されることになる（unilateral relief）<sup>(15)</sup>。外国税額控除に関する租税条約と国内法の文言は同じ内容となっており、国内法上の規定は租税条約の規定を補充するという位置付けとなっている。実際、Anson氏は、本訴訟において、租税条約上の外国税額控除の適用に加えて、予備的主張として国内法上の外国税額控除の適用も主張している。

### (3) 第一審判所判決<sup>(16)</sup>

HMRCは、本件 LLC が課税上透明である

か否かという点についての判断を求めたのに対して、第一審判所は、本論点よりも租税条約の文言の解釈を重視すると述べつつも、Memec 事件<sup>(17)</sup>における判断基準に基づいて判断する。すなわち、本件 LLC は、本人として事業を行っていること、債務及び義務を負うこと、事業を所有していることが認められる一方で、株式資本 (share capital) に相当するものを持たず、構成員は、利益が生じた際にそれを受ける資格を有しているとする。

さらに、本件 LLC を、イングランド及びスコットランドのパートナーシップ制度と比較し、パートナーシップと法人の双方の特徴を有するため、スコットランド・パートナーシップと英国の法人との間に位置しているとしつつも、どちらかというパートナーシップに近いと位置付けている<sup>(18)</sup>。

結論として、次のように述べて Anson 氏の請求を認容する。

「条約に関して我々が関心を有している主な事項は、利益が生じた際に構成員に帰属するか否かである (whether the profits belong to the members as they arise)。我々は、LLC 契約と LLC 法の結果として結論付けた。したがって、原告は、同じ所得に関して両国で課税を受けており、連邦税は租税条約に基づいて二重課税の排除を受けることができる。同様に、マサチューセッツ州税は国内法に基づいて排除を受けることができる。」<sup>(19)</sup>

### (4) 上級審判所判決

上級審判所は、第一審判所の判断は、本件 LLC の構成員の利益を受ける権利は、単なる契約上のものではなく、資産的権利 (proprietary entitlement) と解した上で、しかしながら、証拠上このような結論を導くことはできないとして、第一審判所の判断を

法律上の誤り (error of law) とする。

上級審判所は、米国で課税対象となった所得の性質について、次のように結論付けている。

「…米国で課税対象となったものは、課税上は構成員に帰せられるにしても、法律上、實際上及び実質上も、本件 LLC の利益である。構成員は法人の利益と同等な利益について、金銭を得る権利を有するとしても (それは彼らの資本勘定に関して計算され、配賦された結果であるため)、収受したものは別のものである。それは、Memec 事件の匿名組合の持分と同様に、契約上金銭を受ける権利である。…本事件においては、個々の資産に対する資産的権利が重要な要素であり、Anson 氏は有していない。そのような権利が存在しない場合に、透明体と位置付けることは難しく、可能であるかもしれないが、本事件ではそれが存在しないことが決定的である。」<sup>(20)</sup>

上級審判所は、構成員の有する権利は会計上の手段に過ぎず、本件 LLC が資産を保有する場合には、その利益について構成員が所有する独自の存在とは認める余地はないとして、第一審判所の判決を批判する。また、第一審判所が、スコットランド・パートナーシップとの比較を行っている点に関して、本件 LLC の構成員は資産に対して持分を有していないとして、比較対象とはならないとする。

## (5) 控訴院判決

控訴院は、上級審判所の判決には法律の誤りはなく、本件 LLC の利益が生じた際には、本件 LLC 自体に帰属し、構成員の所得はその利益の分配であると位置付ける。その判断枠組みとして、以下を述べる<sup>(21)</sup>。

- i. 両国において同じ所得又は利益に課税されたか否かを判断する適切なテストは、

各国における所得又は利益の源泉 (source) が、同一か否かである。

- ii. 納税者が、当事者となっている契約によって事業体の利益を受ける権利が生じた場合には、他の源泉に生じた利益を確保する仕組みではなく、契約が現実の利益の源泉であることを証明する必要がある。これは、一般的には、利益に関する資産的権利である。
- iii. 第一審判所が本件 LLC の利益が構成員に帰属すると判断した点について、上級審判所が法律上の誤りと結論付けたことは正当である。
- iv. 上級審判所が、本件 LLC の利益は、構成員に帰属しないと認定したことは正当である。

特に、上記 ii.については、Memec 事件判決の判断枠組みは、構成員が事業体から取得する所得と事業体自体の所得が同じか否かの判断にも適用されるとして、「事業体の構成員が、利益が生じた瞬間からその利益を得る資格があることを証明するためには、利益の額について資産に係る持分を有していることを示す必要がある。これは、必然的に資産的持分 (proprietary interest) である。」<sup>(22)</sup>と結論付けている。

結論として、Anson 氏の米国での課税所得と英国での課税所得とは異なるものであり、租税条約上の二重課税の排除の適用を受けることはできないと判示した上級審判所の判決を支持する。

## 2. 最高裁判決

最高裁判決は、事実の概要、下級審判決判旨及びそれに対する見解を述べた上で、Anson 氏の 2 つの上告理由を述べる。すなわち、第一に、仮に本件 LLC の所得に対して米国で租税が課され、その所得からの分配について英国で課税されたと仮定しても、それは租税条約が規定する「同じ所得又は利得」

に対して、両国で課税されたことになるとの主張であり、第二に、英国の税法の問題として、本件 LLC の事業に係る持分利益について英国で課税されるのであり、米国で課税された所得と同じであるとの主張である。

そして、最高裁判決は、適用される租税条約の規定の経緯及び解釈、上告理由に対する見解、Memec 事件判決との関係を述べた上で、本争点に関する判断枠組みを示して、本件に当てはめを行い、米国で課税対象となった持分利益と英国での課税対象となった所得とは同じとの結論を導いている。

### (1) 下級審判決について

#### ア. 上級審判所判決

最高裁は、第一審判所判決は、利益と資産は理論上別と考えて、資産は本件 LLC に帰属する一方で、LLC 法及び LLC 契約の双方の結果として、利益は Anson 氏に帰属するとの結論を導いていることは明らかであるとして、上級審判所が、第一審判所判決を、本件 LLC の構成員の利益を受ける権利は、単なる契約上のものではなく、資産的権利と解している点を初歩的な誤りとする<sup>(23)</sup>。

また、上級審判所が批判する本件 LLC とスコットランド・パートナーシップの比較に関しては、スコットランド・パートナーシップは法人格 (separate legal personality) を有しており、パートナーはパートナーシップの資産についての資産的権利を有していないこと等から、第一審判所の比較を合理的なものとしている<sup>(24)</sup>。

#### イ. 控訴院判決

最高裁は、控訴院判決が、米国と英国で課税対象となる所得が同じか否かでなく、LLC に利益が生じた際のその利益について、Anson 氏が資産的権利を有しているか否かに焦点を当てて検討している点を、利益と資産を混同しているとして批判する<sup>(25)</sup>。

また、第一審判所がデラウェア州法により利益が生じた際に構成員に帰属する効果が生じたとするのは事実認定であり、英国の国内法の適用ではないとして、控訴院は事実認定と法律の適用を混同していると批判する<sup>(26)</sup>。

### (2) 上告理由について

上告理由の 1 つ目に関して、23 条(2)(a)の括弧書が、配当については、配当の支払に充てられる利得について納付される租税を除くとしているのは、英国におけるインピュテーション制度からの変更に基づくだけであり、広く外国税額控除を認める趣旨ではないとして、この主張を斥けている<sup>(27)</sup>。

また、2 つ目の上告理由に関して、HMRC は、米国国内の「源泉」の文言について英国の国内税法の意味で解釈すべきとの反論を行っているが、最高裁は、23 条 3 項で租税条約の規定に従って課税された場合に相手国での「源泉」を定めていることを理由に、HMRC の主張を斥けている<sup>(28)</sup>。

### (3) Memec 事件の判断枠組みについて

最高裁は、間接外国税額控除の適用が争点となった Memec 事件と本件では争点が異なっていると位置付ける。すなわち、Memec 事件では、事業体へ第 3 者から支払われた所得が、その構成員に支払われたものとして課税上取り扱うことが適当か否かが争点となっただけで、本件では、米国で課税対象となった所得と英国での課税対象所得が同じか否かが争点となっている。そのため、本件では、事業体に生じた利益が、その構成員に帰属するか否かを判断することが必要であるが、Memec 事件の判断基準は必ずしも適切な基準とはならないとする。そして、本件では、事業体及び構成員の利益に対する権利、すなわちこれらの権利を規律する法的仕組みに基づく結論付ける<sup>(29)</sup>。

#### (4) 本件での判断枠組み

最高裁は、英米租税条約 23 条(2)(a)の文言を通常の意味に従って解釈すると、本件の判断枠組みは以下の 3 つのステップになると述べる<sup>(30)</sup>。

まず、英国で租税が課された所得を正確に認定することであり、これは、英国の税法の適用の問題である。次に、米国源泉所得で、米国の税法及び租税条約の規定に基づいて租税が課された所得を正確に認定することであり、これは米国の税法の適用の問題である。そして、最後に、双方の所得を比較して、同じ所得であるか否かを判断する。

なお、「同じ」という文言に関しては、その実際の適用に当たっては、条約の目的を達成するためには、ある程度の現実性 (a degree of pragmatism) を考慮することが必要としている<sup>(31)</sup>。

#### (5) 租税条約上の二重課税の排除 (事実への当てはめ)

最高裁は、第一審判所の認定した事実を重視して、本件 LLC の構成員は、LLC に利益が生じた際に、自動的にその持分利益を受ける権利を有していると結論付ける<sup>(32)</sup>。すなわち、本件 LLC の構成員の権利は LLC 法及び LLC 契約に基づいて生ずるものであること、二つ目として、LLC 契約は本件 LLC とその構成員の契約ではなく、構成員間の契約であり、本件 LLC はこれによって初めて存在を認められ、LLC の本質的な文書であることである。

以上から、「米国で生じた所得」は、Anson 氏の持分利益であり、これが英国に送金された場合には英国で課税対象となる。そして、米国で課税対象となった同人の持分利益と、英国での課税対象となった所得とは同じであるとの結論を導いている<sup>(33)</sup>。

### 3. 考察

#### (1) 二重課税の位置付け

LLC 等の両国で課税上の取扱いが異なるいわゆるハイブリッド事業体を通じて所得を取得する場合、生ずる二重課税を、経済的二重課税 (類似) として位置付けるのか、法的二重課税として位置付けるのかは、難しい問題であるが、二重課税の排除の範囲、方法等が異なるため重要な問題となる。本事件で争点となった、英国の租税が、「米国の租税の算定の基礎となった同じ利益又は所得について算定される」か否かという点は、まさにこの点を問うものである。

最高裁は、LLC 法及び LLC 契約の効果として、Anson 氏に、「利益が生ずると同時に帰属する」という論理構成で、法的二重課税の問題として、租税条約上の外国税額控除の適用を認めている。しかしながら、LLC 法及び LLC 契約で定める構成員の資本勘定への配賦 (IV 条) や分配 (V 条) に係る規定等を根拠として、LLC に利益が生ずると同時にその構成員に帰属するという結論を導くのはやや無理があるのではないと思われる<sup>(34)</sup>。LLC 契約では、構成員の資本勘定に関して、資本勘定は少なくとも毎年調整すること、また、分配についても年末から一定の期間内に行うことが規定されているのみであり、このような条項等を根拠として「利益が生ずると同時に帰属する」との結論をストレートに導くことが可能かは議論の余地があると思われる。

英国の最高裁が定立した判断枠組みにおいては、米国での課税所得の認定については、米国の税法の適用の問題であるとしていることから、私法上の所得の帰属の問題よりも、米国の税法上の租税債務 (納税義務) の問題として位置付ける考えの方が適切ではなかったか疑問が残るところである。

最高裁判決の背景には、本件には租税回避的な要素が見られないことや、Anson 氏に外



国税額控除の適用が認められない場合には、実効税率は67%にも至り、過重な税負担となることから<sup>(35)</sup>、判決中にも示されているように、二重課税の排除という租税条約の目的を重視した姿勢が表れていると思われる。

また、原審の控訴院における審理の後半で新たに納税者側が主張し、控訴院によって時機に遅れた主張として却下されたが、英米租税条約の交換公文（2001年7月24日）は、いずれかの国で課税上透明体として取り扱われる事業体を通じて所得を取得し、両国において納税義務者に相違が生じた場合には、相手国での納税義務者が異なっても、その居住者の居住地国ではその居住者がその税額を納付したものと取り扱い、外国税額控除を適用する旨規定している点が注目される（仮訳、下線は筆者）。

「第24条（二重課税の排除）に関し、次のことが了解される。

第1条（一般的範囲）4項又は8項に基づき<sup>(36)</sup>、締約国は、いずれかの締約国の法令の下で税制上透明体として取り扱われる者（事業体）を通じて、居住者である者（米国の場合は市民）が取得した所得、利得又は利益に対して租税を課することができ、他方の締約国は、その所得に対して、a) 同一の者、b) 事業体、又は c) 第三者に租税を課することができる。このような場合においては、当該事業体が納付した又は確定した租税については、当該居住者である者（米国の場合には市民）の締約国の二重課税の排除を決定する目的においては、当該者が納付した又は義務が確定したものとみなす。」

（原文）

“With reference to Article 24 (Relief from Double Taxation):

It is understood that, under paragraph 4 or 8 of Article 1 (General Scope), the

provision of the Convention may permit the Contracting State of which a person is a resident (or, in the case of the United States, a citizen), to tax an item of income, profits or gain derived through another person (the entity) which is fiscally transparent under the laws of either contracting State, and may permit the other Contracting State to tax

a) the same person;

b) the entity; or

c) a third person

with respect to that item. Under such circumstances, the tax paid or accrued by the entity shall be treated as if it were paid or accrued by the first-mentioned person for the purposes of determining the relief from double taxation to be allowed by the State of which that first-mentioned person is a resident (or, in the case of the United States, a citizen)...”

米国財務省の解説<sup>(37)</sup>では、この規定は、セービング条項又は両国で課税上の取扱いが異なる事業体への条約適用の規定の適用上、相手国の事業体の取扱いの如何に関わらず、事業体の所在地国に居住地国としての第一次課税権が認められる場合には、相手国においては、構成員たる居住者がその税額を納付したものと取り扱い、外国税額控除の適用を認めて、二重課税を排除することを明らかにしたものと説明されている。

この交換公文の規定が適用された場合には、本件においても、外国税額控除の適用されることは明らかと思われる<sup>(38)</sup>。こうした事情等を考慮すると、最高裁判決の二重課税の排除を重視する姿勢は、積極的に評価されるべきと思われる。

## (2) 利益の帰属主体

本件 LLC に生じた利益の帰属については、LLC 法及び LLC 契約の効果として、構成員への利益の帰属を認める第一審判所及び最高裁に対して、上級審判所及び控訴院は、構成員の「資産的権利」に着目して、そのような権利がない場合には、利益は構成員ではなく、本件 LLC へ帰属すると位置付ける対立の図式となっている。

最高裁判決は、資産的権利の有無に焦点を当てて検討している点を、利益と資産を混同しているとして批判する。すなわち、構成員の権利は、LLC 法及び LLC 契約に基づいて生ずるものであり、LLC 契約は、本件 LLC とその構成員の契約ではなく、構成員間の契約であり、本件 LLC はこれにより存在を認められるもので、本件 LLC の本質的な文書であることを根拠として、構成員への利益の帰属を認めるものという理論構成を行っている。

一方、LLC 契約では、前述のように、損益の構成員の資本勘定への配賦 (IV 条) は少なくとも毎年調整する、分配 (V 条) も年末から一定の期間内に行うことが規定されていることは、本件 LLC へ一旦帰属した利益が、LLC 契約及び LLC 法の規定によって構成員へ移転されると解釈することも可能と思われる。このように解した場合には、構成員に「利益が生ずると同時に帰属する」と解することは困難と思われる。

この点は、私法上の利益の帰属の観点から、二重課税の排除の問題を含めた課税上の取扱いを判断することの困難さを物語っているものと思われる<sup>(39)</sup>。

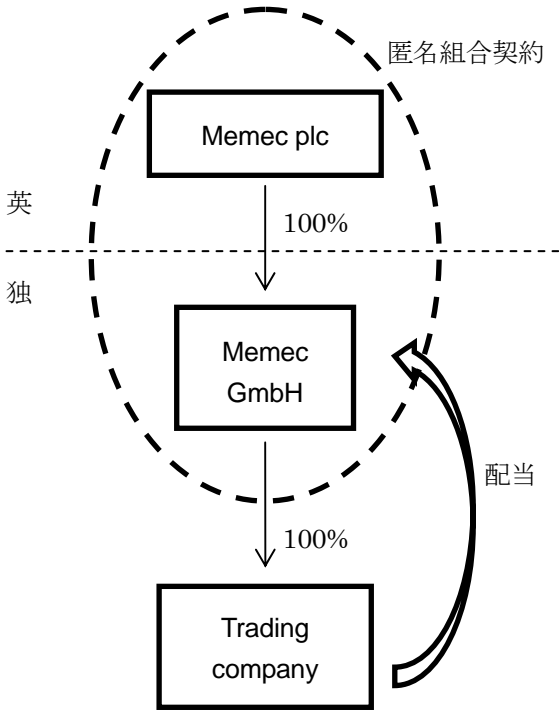
## (3) 事業体の性質決定

最高裁は、HMRC が主張したような本件 LLC の法人該当性の判断に基づき、租税条約の規定する外国税額控除規定の適用の可否を判断するのではなく、LLC 法及び LLC 契約

の法的な効果としての Anson 氏の権利を明らかにした上で、外国税額控除の適用の可否を判断したものである。すなわち、外国事業体の性質決定に基づいて、その課税関係を一律に定めるアプローチではなく、事業体及び構成員の利益に対する権利に基づいて、租税条約の規定する外国税額控除の適用の可否を判断する個別的なアプローチと位置付けることができる。

また、外国事業体の性質決定の先例となっている Memec 事件で争点となった間接外国税額控除の適用の判断基準とも異なる判断枠組みに基づいて、結論を導いている点も特色である。

Memec 事件では、英国法人 (Memec plc) とその独子会社 (Memec GmbH) との間で、独子会社を営業者、英国法人を匿名組合員とする匿名組合契約を締結し、独子会社がその子会社たる事業会社 (trading company) から受け取る配当の課税上の取扱いが争点となったものである。すなわち、匿名契約の下で、配当は実質的に英国法人である Memec plc に支払われたものとして、Memec plc が間接外国税額控除の適用を受けることができるか否かが争点である。



控訴院は、「当該事件を判断するに当たりしななければならないことは、透明体の扱いがされるイングランド又はスコットランドのパートナーシップの性格を考察し、次に、どの程度までそれが匿名組合によって共有されているか否かを検討することにより、法人税の適用に当たって、当該匿名組合が同様に扱われるべきであるかを検討すべきである」と述べた上で<sup>(40)</sup>、透明体として取り扱われるイングランド・パートナーシップの 5 つの特徴<sup>(41)</sup>を認定して、匿名組合がこれらの特徴を有しているか否かの比較検討を行っている。

控訴院判決は、匿名組合とイングランド又はスコットランド・パートナーシップとの相違点として、匿名組合員たる Memec plc は資産的権利を持たないこと、また、匿名組合員と営業者は共同で事業を営まないことを重視している。そして、匿名組合分配金は、純然たる契約上のものに過ぎず、パートナーシップにおける持分利益の性質を持たないことから、配当は実質的に Memec plc に支払われた

ものとすることはできないと結論付けている。この結果、匿名組合契約は非透明体と位置付けられ、Memec plc は、間接外国税額控除の適用を受けることはできないこととされている。

Anson 事件の最高裁判決は、Memec 事件では、配当の支払が誰に行われたかが争点であるとして、その争点が異なることを指摘する。すなわち、Memec 事件の判断枠組みは、第三者からの事業体への支払がその構成員に支払われたか否かを判断するものであるのに対し、本件では、事業体及び構成員の利益に対する権利、したがって、これらの権利を規律する法的仕組みに基づく位置付けている。

このような最高裁判決の判断枠組みは、外国事業体の性質決定（法人該当性）の判断に基づいて、一律にその課税上の取扱いを定めるというよりも、個々の制度の適用に当たり、その趣旨や目的を重視して、最も適切と考えられる解決を導く個別的なアプローチと位置付けることができるのではないかとと思われる。

#### 4. 我が国への示唆

##### (1) 外国事業体の課税上の取扱いについて：個別的なアプローチの可能性

我が国における外国事業体の課税上の取扱いを巡るこれまでの議論は、その法人該当性の判断に基づいて、課税関係が一律に定められるとの考え方で議論されており、その結果、事業体の法人該当性に大きなウェイトが置かれていると言える。この背景には、個人・法人の二分論に基づいて租税制度が構築されており、いわゆる組合（パートナーシップ）税制も未整備の現状では、法人課税か否かが決定的な要素とならざるを得ない事情があると思われる<sup>(42)</sup>。

パートナーシップ税制は、通常、実体理論（entity approach）と集合体理論（aggregate approach）のハイブリッドとして構成されて

いるため、これを我が国の課税上、法人か否かで課税関係を一律に律する場合には、両国でその取扱いのミスマッチが生じる部分が大きくなる可能性が大きいという問題点が指摘できよう<sup>(43)</sup>。

この点に関しては、Anson 事件最高裁判決では、外国事業体の性質決定（法人該当性）に関わらず、両国での取扱いのミスマッチから生じる二重課税の問題について、租税条約の目的を重視して、外国税額控除の適用を認めることにより、個別的な解決を図ったものと評価できると思われる<sup>(44)</sup>。

我が国においても、平成 17 年度改正で導入された、特定組合員等の不動産所得に係る損益通算等の特例（措法 41 の 4 の 2）や組合事業等による損失がある場合の課税の特例（措法 67 の 12）制度等は、組合等からの損失の配賦に関して、組合やパートナーシップを実質的に法人と同じく位置付けたものと考えることができる。このように、外国事業体の性質決定（法人該当性）の判断に関わらない制度が存することも注目されるであろう。

こうした点を踏まえると、外国事業体の課税上の取扱いに関しては、原則的な位置付けとしての法人又は透明体を明らかにすることと併せて、一律的な扱いによって生じる可能性のある二重課税・非課税の防止や租税回避の問題への対応等を、個別に規定の整備や明確化を行う必要があるものと思われる。

HMRC では、Memec 事件の控訴院判決で考慮されたイングランド・パートナーシップの特徴に基づいて、外国事業体の性質決定に関する判断要素を明らかにするとともに、主要な外国事業体の英国での課税上の取扱いを明らかにしている<sup>(45)</sup>。これを参考とすると、我が国においてもデラウェア州 LPS 事件の最高裁判決で示された法人該当性の判断基準<sup>(46)</sup>に基づいて、主要な外国事業体についての課税上の取扱い（法人又は透明体）を明ら

かにすることも検討が必要であろう。

その上で、Anson 事件からの示唆として、法人又は透明体としての一律的な扱いによって生じる可能性のある二重課税等の問題への対応を、個別に規定の整備や明確化を行う必要があるものと思われる。これらの点は、外国事業体の課税上の取扱いが、海外投資に与える影響度合いの大きさに鑑みると、制度及び執行の両面での喫緊の課題と位置付けられよう。

さらに、外国事業体を透明体として位置付けた場合であっても、組合税制が未整備な現状では、その課税上の取扱いは依然として不明確な部分が多く残るという問題がある。組合税制が未整備な点に基因する訴訟事件も発生している<sup>(47)</sup>点を踏まえると、組合税制の整備の必要性は、国内課税及び国際課税双方の観点から、高くなってきていると言えよう。

## (2) 二重課税の排除について

ハイブリッドな性格を持つ事業体を通じて取得した場合の課税関係において、最も重要な論点の 1 つは、二重課税の排除の問題であり、我が国では、外国法人として取り扱われる外国事業体から構成員である内国法人が受ける利益の分配については、外国子会社からの配当として、外国子会社配当益金不算入制度の対象となることが明らかにされている<sup>(48)</sup>。

Anson 事件からの示唆としては、個人に係る二重課税のケースをも踏まえると、外国事業体の法人該当性に基づいて、外国子会社配当益金不算入制度の適用対象とシンプルに位置付けている点は、再検討の余地があるのではないかと思われる。

平成 21 年度以前における外国税額控除制度の適用上の問題として、間接外国税額控除の規定上は、外国法人として位置付けられる米国 LLC については、その LLC の所得に対して課される外国法人税は存在しないことや、

LLC の構成員は自己の所得として現実に外国法人税を納付すること等から、直接外国税額控除が適当と考えられていた点を踏まえると<sup>(49)</sup>、直接外国税額控除の適用の可能性も検討に値するのではないと思われる。

この論点に関しては、英米租税条約の交換公文（2001年7月24日）では、いずれかの国で課税上透明体として取り扱われる事業体を通じて所得を取得し、相手国で、同じ者、その事業体又は他の者に課税が行われたとしても、その所得を稼得した者の居住地国では、その居住者がその税額を納付したのものとして取り扱い、租税条約の規定する外国税額控除を適用することを規定している。このアプローチは、両国の国内法上の納税義務者の取扱いの相違により所得の帰属に相違が生じた場合、いわゆる所得の配分の抵触（*conflict of income allocation*）が生じた場合に、源泉地国での課税について、居住地国で二重課税の排除を行うという OECD パートナリシップ報告書<sup>(50)</sup>で示された居住地国による租税条約の適用原則を具体化したものであり、その内容及び方法も示唆に富むものと思われる<sup>(51)</sup>。

OECD パートナリシップ報告書では、源泉地国による租税条約の適用と居住地国による租税条約の適用の2つの適用原則を検討しており、前者の適用原則である条約適格の問題については、我が国の条約例では、米国との間で初めて、両国間で課税上の取扱いが異なる事業体への適用の明確化が図られて以来確立した条約ポリシーとされているが、後者の適用原則である居住地国による租税条約の適用についても、検討に値するものと思われる。

ところで、国内法上の二重課税の排除規定と租税条約の二重課税排除規定との関係については、我が国の条約例では、通常、二重課税の排除条項に「日本国の法令の規定に従い」という文言が規定されていることから、二重課税の排除の問題に関してはすべて国内法の

規定に委ねられているか否かという解釈上の論点がある。この点に関しては、セービング・クローズの適用範囲からは二重課税の排除条項は通常除外されており<sup>(52)</sup>、二重課税の排除条項は居住地国に一定の義務を課す構造となっていること、日仏租税条約の議定書 12 では、「…『日本国の法令に従い』とは、同条 2 に規定する控除の適用方法が日本国の法令に従って定められることをいう。」と規定しており、国内法に具体的方法等を委ねたものとする補足的な解釈を示している規定があること等を踏まえると、国内法の規定には、租税条約に規定していない税額控除の具体的方式や手続を委ねたものと解するのが適当と考えられる<sup>(53)</sup>。したがって、英米租税条約の交換公文（2001年7月24日）のような規定内容を、租税条約の二重課税の排除条項（条約本文又は議定書）に規定することによって、外国税額控除の適用を租税条約上認めることも十分可能と考えられる。

### (3) 課税上の取扱いの明確化について

外国事業体の課税上の取扱いの明確化が必要な論点の1つとして、外国子会社合算税制との関係がある。

外国の事業体を我が国で「外国法人」として扱い、相手国で構成員課税を採用した場合、相手国での事業体の租税負担割合は、理論上はゼロとなるため、事業体が外国子会社合算税制上のその他の要件を満たした場合、文理上は「特定外国子会社等」に該当するという問題点がこれまでも指摘されているところである。

平成 21 年度改正前は、課税対象となる留保金額（適用対象留保金額）は生じないこととされていたため、現実的な問題は生じないと整理されてきたが<sup>(54)</sup>、同年の改正により、合算対象金額から配当等の金額を控除しないこととされたため、そのような整理は困難となっているという状況が生じている。

この点については、外国法人に該当する事業体自体が納税義務を負わないことのみをもって、特定外国子会社等として一律に取り扱うことは、外国子会社合算税制の趣旨に照らして無理があるとして、構成員の税負担を事業体の税負担として擬制する考え方も提案されているが<sup>(55)</sup>、外国子会社合算税制自体が想定していない制度の盲点と思われる、立法上の対応が必要と思われる。

このような問題点は、外国法人を対象とする租税制度の立案に当たっては、ハイブリッド事業体となることの可能性を考慮に入れた立法技術が必要となることを示すものである。

#### (4) 小括

Anson 事件を通じて、外国事業体の課税上の取扱いを巡る英国の経験から、我が国への示唆としては、次のように要約できる。

まず、Memec 事件での判断基準に基づいて、HMRC が外国事業体の性質決定の判断基準を公表しているように、我が国においても、デラウェア州 LPS 事件の最高裁判決で示された法人該当性の判断基準に基づいて、主要な外国事業体について、課税上の原則的な取扱い（法人又は透明体）を明らかにする検討が必要と考えられる。

併せて、このような検討を通じて、二重課税の排除や租税回避防止規定の適用上、単純に法人又は透明体として位置付けることによって懸念される問題点を浮かび上げさせ、その重要度に応じて、立法又は解釈上の手当を講じることが必要と考えられる。仮に、デラウェア州 LPS 事件の判断基準に基づいた場合には、我が国においては法人、海外においてはパートナーシップとの位置付けとなるハイブリッド事業体が広範に認識されることが予想されるため、それに伴う個々の論点を早急に整備・明確化する、個別的なアプローチが今後の重要な課題となることが予想される。

特に重要性の高い二重課税の排除に関して

は、英米租税条約の交換公文（2001年7月24日）のような規定によって、外国税額控除の適用を租税条約上認めることも検討に値するものと思われる。さらに、外国事業体に係る課税上の取扱いを一層明確にする観点からも、組合税制の整備の必要性は高くなっていると言えよう。

#### おわりに

本稿では、英国 Anson 最高裁判決の判断枠組みに焦点を当てて、我が国への示唆として、外国事業体の課税上の取扱いについての個別的なアプローチの可能性、二重課税の排除、課税上の取扱いの明確化の視点等について考察した。

我が国において、デラウェア州 LPS 事件の最高裁判決で示された法人該当性の新たな判断基準は、外国事業体の課税上の取扱いを巡る様々な問題点についての出発点とも位置付けられる。米国の経験では、キントナー規則の下では、課税上の取扱いが不明確な外国事業体が多く存在し、ハイブリッド事業体を国際的なプランニングに活用するには不確定要素があり、積極的に利用しにくかったという事情があったが、チェック・ザ・ボックス規則の制定後、ハイブリッド事業体が容易に、かつ、明確に実現することになり、プランニングの格好のツールとなった背景がある<sup>(56)</sup>。

そのため、英国の経験から得られる示唆は、我が国にとって問題点の把握やその対応方法を検討する上で貴重な先例となるものと考えられる。

本稿で指摘した論点以外についても、各国の経験等を基に、課税上の潜在的な問題点を浮かび上げさせ、その対応を検討することは、今後一層重要性を増すものと考えられる。

<sup>(1)</sup> 本稿は、平成 27 年 9 月 28 日に日本大学大学院で開催された外国事業体研究会における「英国

Anson 事件最高裁判決についての検討」という報告の内容をベースとしたものである。同研究会における、今村日本大学法科大学院教授をはじめとする参加者の方々の貴重なご意見、指摘等に感謝申し上げる次第である。

- (2) Anson v. Commissioners for Her Majesty's Revenue and Customs, [2015] UKSC 44(最高裁判決), Tax Treaty Case Law IBFD.
- (3) HMRC v. Anson [2013] EWCA Civ 63(控訴院判決).
- (4) HMRC v. Anson [2011] UKUT318(TCC)(上級審判所判決).
- (5) 「米国 LLC に係る税務上の取扱い」国税庁ウェブサイト(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/hojin/31/03.htm>).
- (6) 英国歳入関税庁の外国事業体の取扱いにおいては、米国の LLC を“opaque” (非透明体) と分類している (HMRC International Manual, INTM180030).
- なお、英国では、“transparent”と“partnership”、“opaque”と“body corporate”は、それぞれ単純に同義とは解されていないため、本稿においては、“transparent”は「透明体」、「opaque」は「非透明体」と訳している。Jonathan Schwarz, Schwarz on Tax Treaties, Fourth edition, Wolters Kluwer, 2015, p.148 参照。
- (7) Policy paper, Revenue and Customs Brief 15 (2015): HMRC response to the Supreme Court decision in George Anson v. HMRC (2015) UKSC 44, Published 25 September 2015.
- (8) Conseil d'État (Supreme Administrative Court), 24 November 2014, Case No. 363556, Artémis SA v. Ministre de l'Economie, des Finances et de l'Industrie, Tax Treaty Case Law IBFD. France: United States - Treaty between France and United States - French Administrative Supreme Court rules that participation exemption does not apply to dividends received through a US partnership (27 Nov. 2014), News IBFD.

本事件では、米国デラウェア州の General Partnership (GP) を通じて取得した米国子会社配当について、仏の資本参加免税の適用の可否が争点となったものである。国務院は、デラウェア

州 GP について、その準拠法上の特徴を検討して、仏の事業体であるパートナーシップ (société de personnes) に類似すると結論付けて、その上で、仏の税法の適用を検討するという判断枠組みを採用している。国務院は、資本参加免税は、仏のパートナーシップを対象とはしておらず、また、子会社への直接出資を対象としていることを理由として、当該配当については、資本参加免税の適用は求められないと結論付けている。なお、仏のパートナーシップの課税上の取扱いは、課税所得はパートナーシップ段階で計算される一方、パートナーが持分割合に基づいて納税義務を負うとされているため、パートナーシップは独立した法的人格を有すると位置付けられている。

- (9) 最判平成 27 年 7 月 17 日、平成 25 年 (行ヒ) 第 166 号、裁判所ウェブサイト。判例評釈として、吉村政徳「デラウェア州法に基づくリミテッド・パートナーシップの『法人』該当性—最高裁平成 27 年 7 月 17 日判決 (平成 25 年 (行ヒ) 第 166 号)」税務弘報 (2015 年 11 月) 100 頁、品川芳宣「米国 LPS の『法人』該当性—同 LPS からの分配金の所得区分—」T&A Master, 620 号 (2015 年 11 月 30 日) 24 頁、今村隆「デラウェア LPS 最高裁判決にみる『法人』該当性」税理 (2015 年 12 月) 77 頁、Takashi Imamura & Mitsuhiro Honda, *Japan's Supreme Court Classifies a US Delaware Limited Partnership as a Corporation*, Bulletin for International Taxation, 2016 (Volume 70), No.3. 等参照。
- (10) Anson 事件については、第一審判所 (FTT: First-Tier Tribunal) 及び上級審判所の判決に関して吉村准教授が紹介されている (吉村政徳「ハイブリッド事業体・取引を利用したスキームをめぐる課税上の問題—LPS の『法人』該当性に関する裁判例を手掛かりに—」租税研究 755 号 (2012 年) 242 頁) 他、外国事業体の各国の課税上の取扱いについては今村教授の優れた先行研究がある (今村隆「外国事業体の『法人』該当性」税大ジャーナル 24 号 (2014 年) 1 頁) (<http://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/backnumber/journal/24/pdf/01.pdf>)。

- (11) Anson 氏の持分利益 100 については、米国で連邦税及び州税合計で 45 の納税義務を負い、税引き後の分配額である 55 については英国での税

負担は 22 となるため、二重課税の排除を受けられない結果として、税負担の合計は 67 となる。控訴院判決、パラグラフ 8.

- (12) 最高裁判決、パラグラフ 6-9.
- (13) 同 パラグラフ 10-11. 第一審判所が認定した LLC 法の該当条項及び構成員の LLC 持分に關する事実關係に基づいている。
- (14) Income and Corporation Tax Act 1988 (1988 年所得税法人税法)788 条.
- (15) 1988 年所得税法人税法 790 条.
- (16) Swift v. HMRC, [2010] UKFTT88(TC)(第一審判所判決).
- (17) Memec plc v Inland Revenue Commissioners [1998]STC 754. 控訴院判決は、透明体として取り扱われるイングランド・パートナーシップの特徴として、以下を挙げる。
  - (1) パートナーシップは、法人格を有しない (not a legal entity)。
  - (2) パートナーが、パートナーシップの事業を共同で営む。
  - (3) 各パートナーは、権原の範囲内で本人及び相互代理人として事業を遂行する。
  - (4) すべてのパートナーは、事業に係るすべての債務及び義務について、共同で責任を負う。
  - (5) パートナーは、パートナーシップ財産に対して共有持分 (an undivided share) の形態で受益権 (a beneficial interest) を有し、事業 (事業利益を含む) を所有する。
- (18) 第一審判所判決、パラグラフ 20.
- (19) 同、パラグラフ 21.
- (20) 上級審判所判決、パラグラフ 53.
- (21) 控訴院判決、パラグラフ 9.
- (22) 控訴院判決 パラグラフ 59.
- (23) パラグラフ 38.
- (24) パラグラフ 39.
- (25) パラグラフ 50.
- (26) パラグラフ 51.
- (27) パラグラフ 96.
- (28) パラグラフ 97-98.
- (29) パラグラフ 109.
- (30) パラグラフ 113.
- (31) パラグラフ 114.
- (32) パラグラフ 119.
- (33) パラグラフ 121.

(34) 最高裁判決では、LLC 契約の資本勘定に係る条項 (4.2) について、構成員の資本勘定に配賦された利益は、即時に分配されることが求められると解しているのではないかとの指摘も見られる。Nathan Boidman, Anson and U.S. LLCs: A Canadian Perspective, Tax Notes Int'l. August 3, 2015.

- (35) 前掲注(11).
- (36) 第 1 条 (一般的範圍) 4 項はセービング条項、8 項は両国で課税上の取扱いが異なる事業体への条約の適用を規定している。
- (37) 米国財務省、TECHNICAL EXPLANATION OF THE CONVENTION BETWEEN THE GOVERNMENT OF THE UNITED STATES OF AMERICA AND THE GOVERNMENT OF THE UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND FOR THE AVOIDANCE OF DOUBLE TAXATION AND THE PREVENTION OF FISCAL EVASION WITH RESPECT TO TAXES ON INCOME AND ON CAPITAL GAINS、95-96 頁. 設例として、英国法人が、米国パートナーを有する英国の無限責任会社 (ULC: unlimited liability company) へ利子を支払った場合を挙げている。ULC は米国の課税上はパートナーシップとしての取扱いを選択しており、米国パートナーは支払利子に対して免税を求めることができる一方、英国においては、セービング条項に基づいて、ULC を自国居住法人として取り扱うことが認められている。このような場合には、交換公文の規定に従って、米国においては、その利子に係る ULC の納税額を米国での外国税額控除の適用上、米国パートナーが納付したもとして取り扱うこととされている。
- (38) 前掲注(6)、Schwarz, p.385.
- (39) なお、米国デラウェア州 LPS 事件 (前掲注(9)) においても、「法人」該当性基準としての損益帰属主体基準の位置付けが、高裁レベルでも分かれていることが注目される。
- (40) 今村・前掲注(10)、26 頁参照。
- (41) 前掲注(17).
- (42) 佐藤英明教授は、この法人課税か否かでの課税關係の決定を、「法人課税のパッケージ」と呼んで、その帰結として、①事業体の所得には法人税



が課されること、②事業体の行う利益の分配は課税所得の計算上損金とならないこと、③利益の分配は「配当」と性質決定されること、④事業体で生じた「損失」を分配することはできない、という4点がセットとなっていることを指摘している。佐藤英明「新しい組織体と税制」フィナンシャル・レビュー（財務省総合政策研究所・平成14年）参照。

(43) 岡村教授は、ハイブリッド事業体の創出に関して、国際社会での否定的な評価への懸念を示されている。岡村忠生「Limited Partnershipの法人性(3)」税研174号（2014年3月）77頁参照。

(44) 仏の Artemis 事件（前掲注(8)）においても、国務院は、資本参加免税制度は、法人税の納税義務者たる法人を対象としていること、及び、子会社への直接出資を対象としていることを理由として、その適用を否定していることから、デラウェア州 GP の性質決定よりも、資本参加免税制度の趣旨・目的により大きなウェイトを置いてその適用の可否を判断したものと位置付けることが可能と思われる。

(45) 事業体の法的存在 (a legal existence)、株式資本 (share capital) の有無、事業主体性、持分利益 (an interest in the entity) の有無、債務主体性、資産的権利が判断要素とされている。INTM180010. 我が国の法人等の分類については以下のとおりとなっている。INTM180030.

種類	課税上の取扱い
合資会社	透明体
合名会社	透明体
匿名組合	透明体
株式会社	非透明体
有限会社	非透明体

なお、米国においても、チェック・ザ・ボックス規則の以前のキントナー規則では、①団体性、②事業・営利目的、③事業の継続性、④経営管理の集中、⑤有限責任、⑥持分の譲渡の6つの基準に基づいて、米国税制上における法人該当性についての判断が行われるとともに (Former Reg. §301. 7701-2(a))、主要な外国事業体の米国での課税上の取扱いを公表していた。

(46) 最高裁の判断基準は、①設立準拠法上、日本法上の法人に相当する法的地位が付与されているか否か、②①の基準で判定できない場合には、権

利義務の帰属主体性があるか否かによって判断する、2段階テストと位置付けることができる。

(47) エンジェル組合事件（東京高判平成23年6月29日、平22（行コ）356）、ツナミ組合事件（東京高判平成23年8月4日、平成23（行コ）89）いずれも裁判所ウェブサイト。

(48) 法人税基本通達9-5-5《内国法人に帰せられるものとして計算される金額を課税標準として当該内国法人に対して課せられる法人税》は、所在地国では透明体として取り扱われる事業体で、我が国では外国法人に該当する事業体から、構成員である内国法人が受ける利益の分配は、外国子会社配当益金不算入制度の対象であることを前提として、その内国法人に帰せられるものとして計算される金額を課税標準として内国法人に対して課せられる外国法人税については、損金不算入となることを明らかにしている。なお、パートナーシップ税制では、所得のパートナーへの配賦 (allocation) と分配 (distribution) に関しては明確に区分され、全く異なる規律が適用されているので、我が国の税制上の取扱いを明確にするに当たっても、このような点に留意が必要と思われる。

(49) 秋元秀仁「米国 LLC と国際課税<各種国際税制の適用の可否と日米租税条約の適用関係について>」税務通信3014号（2008年）14頁参照。

(50) The Application of the OECD Model Tax convention to Partnerships, OECD (1999)

(51) OECD パートナーシップ報告書の租税条約の適用原則を再検討した最近の研究としては、今村隆ほか「外国事業体の租税条約上の取扱い— OECD アプローチの再検討」租税研究（2015年4月）339頁以下を参照。

(52) 日米租税条約1条4、5等。

(53) 増井良啓「外国子会社配当益金不算入制度の導入と租税条約」『国際商取引に伴う法的諸問題（16・完）』（財団法人トラスト60・平成22年）107頁参照。

(54) 前掲注(49)参照。

(55) 「外国子会社合算税制（タックス・ヘイブン対策税制）における課税上の取扱いについて」国際課税実務検討会（日本租税研究協会・平成26年9月）18-22頁参照。

(56) 拙稿「ハイブリッド事業体と国際的租税回避に

---

ついて」ファイナンシャル・レビュー（84号）財務省財務総合政策研究所編（平成18年7月）103頁。